



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 三十三フィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 渡辺 三憲
(コード番号 7322 東証プライム市場、名証プレミア市場)
問 合 せ 先 経営企画部長 青山 歩
Tel 059-357-3355(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、本年6月24日開催予定の当社第4期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本定款変更のうち、第一種優先配当年率に関する算出規定の変更につきましては、普通株主様、第一種優先株主様に係る各種株主総会にも付議することを併せて決議しております。

記

1. 定款変更の目的

(1) 第一種優先配当年率に関する算出規定の変更

当社は、種類株式の内容を定款に定める種類株式発行会社であり、当社が発行している第一種優先株式について、2021年12月末をもってユーロ円LIBORの公表が恒久的に停止されたことに伴い、日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合の第一種優先配当年率に関する算出規定を次のとおり変更するものであります。

- ① 現行定款第13条の日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合の代替指標となるユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース)および代替措置に関する規定を削除するものであります。
- ② その他所要の変更を行うものであります。

なお、ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース)および代替措置に関する規定の削除につきましては、当社と第一種優先株式を保有する株式会社整理回収機構との間で、第一種優先株式発行要項の規定を変更する覚書を締結しております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。

- ① 変更案第27条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第27条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第27条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 定時株主総会開催日 | 2022年6月24日(金) |
| (2) 普通株主様および第一種優先株主様に係る各種類株主総会開催日 | 2022年6月24日(金) |
| (3) 定款変更の効力発生日 | 2022年6月24日(金) |

以 上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第5条(条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第12条(条文省略)</p> <p>第3章 優先株式 (第一種優先配当金) 第13条 (前略) 第一種優先配当率 第一種優先配当率=日本円 TIBOR(12ヶ月物)+1.00%</p> <p>なお、第一種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 上記の算式において「日本円 TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「<u>第一種優先配当率決定日</u>」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円 TIBOR)として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。<u>日本円 TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、第一種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在の Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円 LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、ICE Benchmark Administration Limited によって公表される数値を、日本円 TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</u></p> <p>②(条文省略)</p> <p>③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>第14条～第21条(条文省略)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条(現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第12条(現行どおり)</p> <p>第3章 優先株式 (第一種優先配当金) 第13条 (前略) 第一種優先配当率 第一種優先配当率=日本円 TIBOR(12ヶ月物)+1.00%</p> <p>なお、第一種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 上記の算式において「日本円 TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円 TIBOR)として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関(ただし、日本円 TIBOR の公表主体が、<u>一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。</u>)によって公表される数値またはこれに準ずるものと合理的に認められるものを指すものとする。「営業日」とは東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>②(現行どおり)</p> <p>③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>第14条～第21条(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 株主総会 第22条～第26条(条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第27条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第28条(条文省略)</p> <p>第5章 取締役および取締役会 第29条～第39条(条文省略)</p> <p>第6章 監査等委員および監査等委員会 第40条～第41条(条文省略)</p> <p>第7章 会計監査人 第42条～第43条(条文省略)</p> <p>第8章 計算 第44条～第47条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 株主総会 第22条～第26条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第27条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第28条(現行どおり)</p> <p>第5章 取締役および取締役会 第29条～第39条(現行どおり)</p> <p>第6章 監査等委員および監査等委員会 第40条～第41条(現行どおり)</p> <p>第7章 会計監査人 第42条～第43条(現行どおり)</p> <p>第8章 計算 第44条～第47条(現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u> 1. <u>現行定款第27条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第27条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会(種類株主総会を含む。次項において同じ。)については、現行定款第27条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上